



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 国際計測器株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松本 繁  
( J A S D A Q ・ コード 7722 )  
問合せ先 取締役総務部長 松本 博司  
電話番号 042-371-4211

## 定款の一部変更に関するお知らせ

平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 46 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 非業務執行取締役及び監査役として有用な人材の招聘を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 25 条(非業務執行取締役の責任限定契約)及び第 34 条(監査役の責任限定契約)の規定を新設するものであります。なお、第 25 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記(1)の変更に伴い、必要な条数の繰下げを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(非業務執行取締役の責任限定契約)
第 25 条～第 32 条(省略)	第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、非業務執行取締役との間で、同法 第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令の 定める最低責任限度額を限度とする契約を締 結することができる。
(新設)	第 26 条～第 33 条(現行どおり)
	(監査役の責任限定契約)
第 33 条～第 40 条(省略)	第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令の定める最低 責任限度額を限度とする契約を締結すること ができる。
	第 35 条～第 42 条(現行どおり)

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 27 年 6 月 19 日(金)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 19 日(金)

以 上